

秋田県公報

目 次 ページ

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき議員の数 (三三) 1
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙長及び職務代理者 (三四) 1
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う場所及び日時 (三五) 2
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時 (三六) 2
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙運動費用に関する支出金額の制限額 (三七) 3
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (三八) 3
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (三九) 3
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 (四〇) 3
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時 (一) 4
- 秋田県議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時 (二) 5

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成十八年法律第二百七号)第一条第一項及び秋田県議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の規定により、任期満了による秋田県議会議員の一般選挙を次のとおり行う

ので、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第三十三条第五項の規定により、告示する。
その選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。
平成十九年三月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙期日 平成十九年四月八日
二 選挙すべき議員の数 一十三人

能代市山本郡選挙区 四人
大館市選挙区 三人
横手市選挙区 四人
男鹿市選挙区 一人

湯沢市雄勝郡選挙区 三人
鹿角市鹿角郡選挙区 二人
由利本荘市選挙区 四人
潟上市選挙区 一人

大仙市仙北郡選挙区 五人
北秋田市北秋田郡選挙区 二人
にかほ市選挙区 一人
南秋田郡選挙区 一人

大仙市雄勝郡選挙区 三人
湯沢市雄勝郡選挙区 一人

男鹿市船川港船川字栄町七十五番地 佐々木 洋悦
秋田市港北新町十三番四十一号 吉田 憲一

湯沢市川連町字大館三十七番地 佐藤 元
秋田市泉管野二丁目五番一号 菅原 政志

鹿角市鹿角郡選挙区 佐藤 元
湯沢市川連町字大館三十七番地 吉田 憲一

選挙長 佐藤 元
秋田市泉管野二丁目五番一号 菅原 政志

鹿角市八幡平字上沢田九番地二 阿部 良吉
能代市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

由利本荘市選挙区 选举長 阿部 良吉
鹿角市八幡平字上沢田九番地二 川井 文雄

選挙長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

選挙長 选举長 阿部 良吉
由利本荘市大瀬戸下五十七番地三十四 川井 文雄

横手市選挙区
選挙長

横手市鍛冶町三番三十四号
選挙長の職務を代理すべき者

秋田市八橋本町五丁目五番三十四号
選挙長の職務を代理すべき者

山本 晃

渡部 敬二

櫻庭 繁次郎

米山 栄八郎

佐々木 洋悦

吉田 憲一

佐藤 元

菅原 政志

川井 文雄

阿部 良吉

加藤 良治

宮崎 強

喜久子

佐々木

藤善信

千葉 優

千葉 優

千葉 優

千葉 優

千葉 優

千葉 優

公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部
を、次のように改正する。

別表第一中

「平鹿総合病院	横手市駅前町一番三十号
」に	横手市前郷字八ツ口三番一

改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

選挙長告示

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

秋田県議会大會議室

二 平成十九年三月三十日 正午以後

秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

能代市山本郡選挙区選挙長 鷲 尾 純

二 平成十九年三月三十日 正午以後

山本地域振興局大會議室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

平鹿地域振興局大會議室

二 平成十九年三月三十日 正午以後

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

大館市選挙区選挙長 櫻 庭 繁次郎

二 平成十九年三月三十日 正午以後

北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所会議室

秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

秋田県議会大館分室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

秋田県議会大館分室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

雄勝地域振興局大會議室

二 平成十九年三月三十日 正午以後

雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 阿 部 良 吉

二 平成十九年三月三十日 正午以後

鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室

秋田県選挙管理委員会大館分室

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

由利本荘市選挙区選挙長 加 藤 良 治

選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月三十日

秋田県議会議員一般選挙

一 平成十九年三月三十日 正午前

由利地域振興局大會議室

二 平成十九年三月三十日 正午以後

平成19年3月30日(金曜日)

選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	大館市選挙区選挙長 権 庭 榮次郎
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県選挙管理委員会大館分室	北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所内
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	平成十九年三月三十日	平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県選挙管理委員会男鹿分室	秋田県選挙管理委員会男鹿分室
一 場所 船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室	一 場所 由利本荘市選挙区選挙長 加 藤 良 治	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	秋田県議会議員一般選挙
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
一 場所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室	一 場所 秋田地域振興局福祉環境部内	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	秋田県議会議員一般選挙
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県選挙管理委員会潟上市分室	秋田県議会議員一般選挙
一 場所 湧上市選挙区選挙長 小 玉 喜久子	一 場所 にかほ市選挙区選挙長 須 藤 顯	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	秋田県議会議員一般選挙
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県選挙管理委員会仙北市分室	秋田県議会議員一般選挙
一 場所 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室	一 場所 仙北市役所仙北市選挙管理委員会事務局内	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	秋田県議会議員一般選挙
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
一 場所 大仙市仙北郡選挙区選挙長 佐々木 優	一 場所 仙北市選挙区選挙長 高 橋 政 宣	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	秋田県議会議員一般選挙
選挙長告示第二号	秋田県議会議員一般選挙	秋田県議会議員一般選挙
平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおりとするので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、告示する。	秋田県選挙管理委員会鹿角分室	秋田県議会議員一般選挙
一 場所 鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室	一 場所 鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 阿 部 良 吉	秋田県議会議員一般選挙
二 日時 平成十九年四月六日 午前十時三十分	二 日時 平成十九年三月三十日	秋田県議会議員一般選挙

二 一 場 所
日 時
秋 田 地 域 振 興 局 福 祉 環 境 部 内
秋 田 県 選 挙 管 理 委 員 会 潟 上 分 室
平 成 十 九 年 四 月 六 日 午 前 十 一 時
南 秋 田 郡 選 挙 区 選 挙 長 小 野 康 雄

發行者
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円 (税込)

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0186-876666 FAX 0186-863000
E-mail matsuura@matsubaransaisu.co.jp

繁雄号